下諏訪町家庭介護者慰労金を贈ります

ご家庭において重度障害者または要介護高齢者を常時介護している方に対して、その労をねぎらい激励するため、介護者慰労金を贈ります。

【支 給 額】 6月以上 9月未満 40,000円

9月以上 12月未満 60,000円 12月 80.000円

【対象者の要件】 慰労金の支給対象者は、基準日となる令和3年11月1日(月)において町内に住所

を有する方で、基準日前1年間に通算して6月以上要介護者と同居し、要介護者を介

護している方。

【要介護者の要件】

重度障害者	要介護高齢者
令和3年4月1日現在、65歳未満で (1)身体障害者手帳1級または2級の方 (2)療育手帳A1の方 (3)精神障害者手帳1級または2級の方 (4)上記(1)から(3)と同様の状態と認められる方で 日常生活において常時介護を必要とする方	令和3年4月1日現在、65歳以上で (1)要介護認定において要介護4または5の方 (2)要介護認定において要介護1、2または3に認定され、 障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の方 (3)要介護認定において要介護1、2または3に認定され、 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲb以上の方 (4)その他町長が特に認めた方

【申請及び審査方法】

【中萌及0'番鱼力法】	
重度障害者	要介護高齢者
・前年度に支給を受けた方には、下諏訪町重度障害者家庭介護者慰労金受給資格認定申請書を送付します。 ・65歳未満の方であって、上表の「要介護高齢者」欄のいずれかの項目に該当される方は、高齢者係へお問い合わせください。 ・提出された申請書をもとに在宅での介護期間や介護状況等を調査します。	・支給対象に該当する方は、下諏訪町要介護高齢者家庭介護者慰労金受給資格認定申請書に必要事項を記入し、高齢者係へご提出ください。 (申請書類が必要な方は以下までご相談ください) ・提出された申請書をもとに在宅での介護期間や介護 状況等を調査します。

- ※申請締切は、令和3年11月30日(火)とし、支給は12月下旬を予定しています。
 - 問い合わせ 下諏訪町 保健福祉課 福 祉 係 ☎27-1111 (内線121·122) 高齢者係 ☎27-1111 (内線126·127)



諏訪税務署からのお知らせ

◆個人事業者等決算説明会の中止について

令和3年分の個人事業者等決算説明会は中止します。

なお、国税庁において今後決算の仕方に関する動画配信を検討しています。

◆年末調整説明会の取りやめについて

令和3年以降、税務署主催の年末調整説明会は行いません。なお、年末調整に関する各種情報は、国税庁ホームページに「年末調整特集ページ」を設けていますので、ご不明な点等がありましたら、ホームページをご覧ください。年末調整関係書類の様式も国税庁ホームページからダウンロードできます。

- 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/
- 問い合わせ 諏訪税務署 ☎52-1390 (代表)

自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。

税を考える週間について

国税庁では、納税者の皆様に「税」の意義や役割を正しく理解していただけるよう、毎年11月11日から11月17日までの期間を「税を考える週間」として、全国的に税についての広報活動を実施しています。

今年も「くらしを支える税」をテーマとして、国民生活と税の関わりを理解していただくことを目的としています。

【諏訪税務署管内の行事予定】 ◆テレビ放送 「クイズ! 税金ゼミナール2021」 (LCV-TV)

…税を考える週間中に複数回放映

【本年中止となる行事】 記念講演会/納税表彰式(式典は中止。受彰者への表彰は実施。)